



厚生労働省発医政 0114 第 3 号

令和 3 年度医療施設等設備整備費補助金交付決定通知書



令和 3 年 10 月 27 日地医第 1081 号で申請のあった令和 3 年度医療施設等設備整備費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、同法第 8 条の規定により通知する。

令和 4 年 1 月 14 日

厚生労働大臣 後藤 茂之



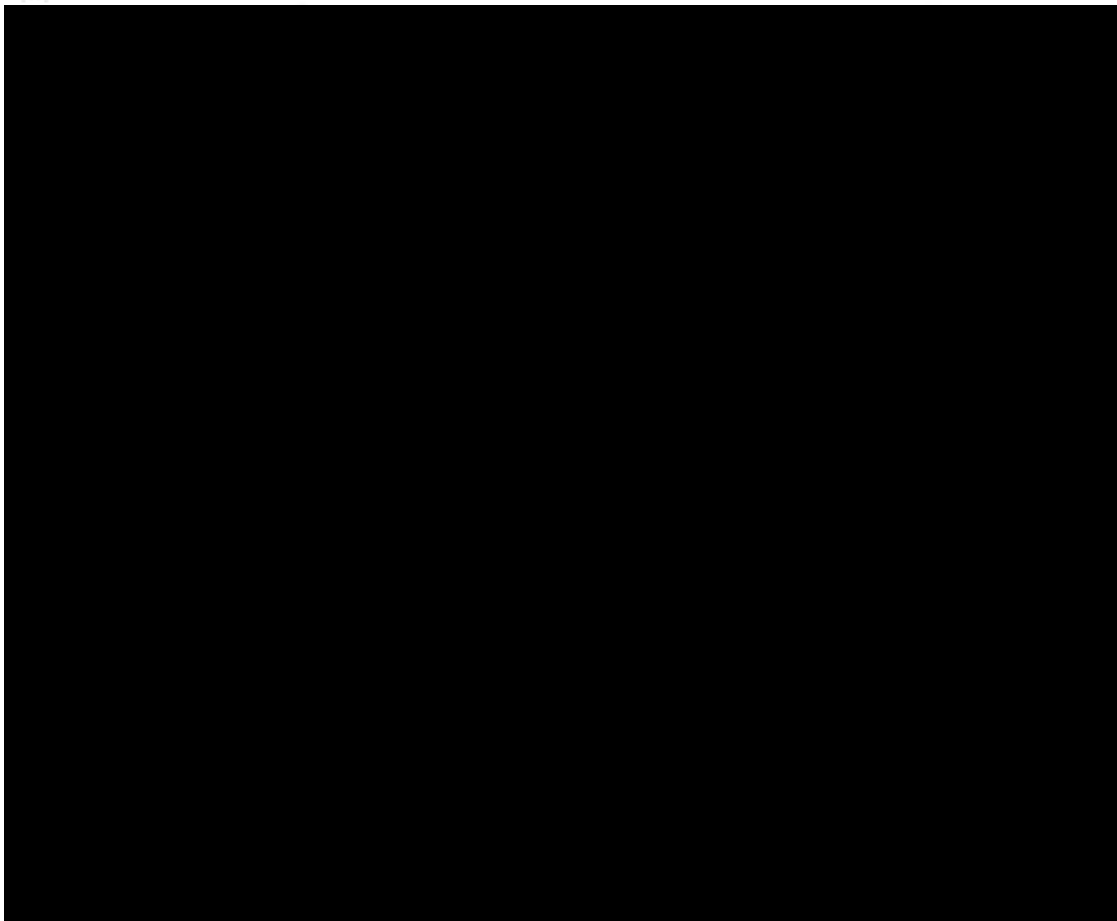
1 補助金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、昭和54年7月27日厚生省発医第117号厚生事務次官通知の別添「医療施設等設備整備費補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）の3に定める事業であり、その内容は、令和3年10月27日地医第1081号申請書記載のとおりである。

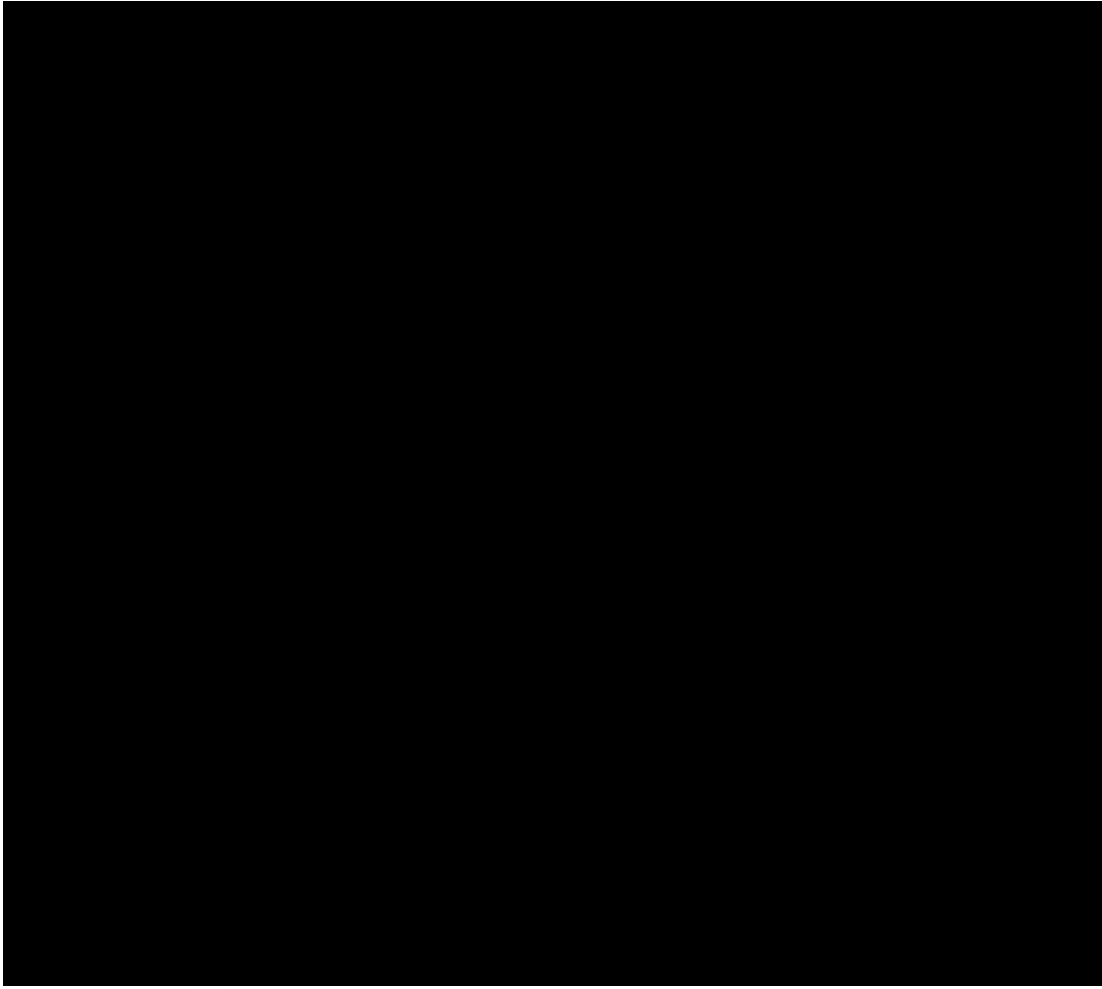
2 事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりである。ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。

事業に要する経費	金	■	円
補助金の額	金	■	円

3 事業に要する経費の配分及びこれに対応する補助金の額の区分は、次のとおりである。

施設名	区分	事業に要する経費	補助金の額
-----	----	----------	-------

A large black rectangular redaction box covers the entire content of the table below the header, obscuring all data rows.



4 補助金の額の確定は、交付要綱の 4 に定める交付額の算定方法により行うものである。

5 この補助金は、交付要綱の 6 に掲げる事項を条件として交付するものである。

6 事業に係る事業実績報告は、交付要綱の 11 に定めるところにより行わなければならない。

7 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 9 条第 1 項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、令和 4 年 1 月 29 日とする。